変更前の商号　神戸港埠頭株式会社
変更後の商号　阪神国際港湾株式会社
変更前の本店の所在地　神戸市中央区浜辺通五丁目一番十四号
変更後の本店の所在地　神戸市中央区御幸通八丁目一番六号
変更年月日　平成二十六年十月一日

○国土交通省告示第九百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十三項の規定に基づき、港湾管理者が大阪市である埠頭群を運営する者からその商号及び本店の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

変更前の商号　大阪港埠頭株式会社
変更後の商号　阪神国際港湾株式会社
変更前の本店の所在地　大阪市住之江区南港北二丁目一番十号
変更後の本店の所在地　神戸市中央区御幸通八丁目一番六号
変更年月日　平成二十六年十月一日

○国土交通省告示第九百三十五号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行に伴い、及び宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の七第四号の規定に基づき、標準媒介契約約款及び不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一　標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

一(一)2及び(二)の第四条第二項、二(一)2及び(二)の第四条第二項並びに三(一)3及び(二)の第五条中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第二　不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号イ中「第十五条第一項の取引主任者」を「第一条第四号に規定する宅地建物取引士」に改める。

別記様式第四号中「第15条第１項の取引主任者」を「第２条第４号に規定する宅地建物取引士」に改める。

附　則

この告示は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月一日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百十一号	山形市飯田西一丁目一六五番一一から同市桜田東三丁目八番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月一日

○中部地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高山市一之宮町字石原五四五七番一四から同市一之宮町字石原五四八六番一まで	前	一〇・六〇～一七・一〇（メートル）	〇・一〇三（キロメートル）
	後	二四・八〇～三〇・四〇（メートル）	〇・一〇三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市一之宮町字石原五四五七番一四から同市一之宮町字石原五四八六番一まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月一日

○中部地方整備局告示第百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十月一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

第１　起業者の名称　岐阜県

第２　事業の種類　一般国道418号改築工事（中洞拡幅畑野地区・岐阜県山県市富永字南屋敷地内から同市中洞字井ノ上地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岐阜県山県市富永字南屋敷、字前田、字番所、字洞山、字宮前、字洞口、字大地洞、字坂ノ北、字六字裏及び字下り坂、中洞字波激ノ上及び字井ノ上並びに岩佐字樫瀬地内

２　使用の部分　岐阜県山県市富永字南屋敷、字前田、字番所、字洞山、字宮前、字洞口、字坂ノ北、字六字裏及び字下り坂、中洞字波激ノ上並びに岩佐字樫瀬地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県山県市富永字南屋敷地内から同市中洞字井ノ上地内までの延長910mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道418号改築工事（中洞拡幅畑野地区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道418号改築工事（中洞拡幅畑野地区）」は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道418号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一般国道ではなかったことから、改正法附則第３項の規定により、本件事業は、本件区間の存する岐阜県が改築を行うこととされている。